

環 第 3 5 1 号

令和 6 年 7 月 5 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

一般国道 127 号 富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インター
ーチェンジ）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

令和 6 年 1 月 25 日付けで送付のあったこのことについて、環境影響評価法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり通知します。

【担当】

千葉県環境生活部環境政策課

環境影響評価・指導班

TEL : 043-223-4138

FAX : 043-222-8044

一般国道127号 富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、南房総市と富津市を結ぶ延長約19.2kmの一般国道（自動車専用道路）として、既に暫定2車線で整備・供用されている区間（以下「暫定2車線区間」という。）において、安全で円滑な交通の確保及び防災力の強化を目的に、暫定2車線区間に沿った区域に2車線を増設し4車線化するものである。そのため、新たに増設する2車線については、暫定2車線区間と同様の規模や構造（地表式・嵩上式・地下式）で整備することが検討されているが、施工方法、工事期間等の具体的な計画は、事業実施段階において詳細設計を行った後に決定することとなっている。

また、都市計画対象道路事業実施区域（以下「事業区域」という。）及びその周辺は、豊かな自然環境が広がっており、マツバランなど重要な植物種の生育が確認されているほか、南房総国定公園や県立富山自然公園内には、県内有数の景勝地である鋸山など、多くの景観資源も有する地域である。また、蛇紋岩等の脆弱で地すべりが発生しやすい地質が存在している。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

記

1 全般事項

（1）調査、予測及び評価の見直し等

ア 本事業は、工事着手及び供用開始の時期が確定されていないことから、事業の実施までに交通の状況や希少動植物の生息・生育状況等に変化が生ずる可能性がある。また、詳細な工事計画及び道路構造が明らかではなく、予測の不確実性が大きい。については、事業計画が具体化した段階で予測条件等を確認し、その結果を踏まえて予測及び評価を見直し、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。

イ 事業の実施に当たっては、暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見を活用するとともに、利用可能な最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 事業者への適切な引継ぎ

本意見及び環境影響評価書の内容が適切に履行されるよう、今後実施主体として決定される事業者に引き継ぐこと。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果等

(1) 大気質

資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「工事用車両」という。）の運行に係る粉じん等について、一部の予測地点で環境保全措置を実施しない場合の予測値が参考値を超過していること、また一般に工事用車両のタイヤ洗浄による低減効果は、水量及び洗浄方法等によって異なり、予測の不確実性が大きいことから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を行うこと。

(2) 騒音

ア 道路交通騒音について、夜間の環境基準を超過している調査地点では、施工時に夜間の工事車両の走行等による周辺の生活環境への影響が懸念されることから、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 建設機械の稼働について、環境保全措置後の予測値が規制基準と同程度の地点があり、周辺への生活環境への影響が懸念されることから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を検討すること。

(3) 水質

水の濁りの影響を低減するための環境保全措置の効果は、一般に予測の不確実性が大きいことから、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査を行うこと。

(4) 地形及び地質

事業区域及びその周辺には、蛇紋岩等の脆弱で地すべりが発生しやすい地質が存在しており、工事の実施により地盤の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、暫定2車線区間の施工及び供用時に得られた環境保全に関する知見はもとより、専門家等の助言を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。

(5) 地盤

予測地域における地下水位、地質・水理及び土質の状況が十分に明らかではなく、予測の不確実性が大きいことから、工事中及び供用後の事後調査を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

(6) 動物、植物及び生態系

ア 動物の主な生息環境について、道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）

（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づいた分類が適切に行われておらず、生息環境の面積が適切に算出されていないおそれがあるため、改めて地形等区分と植生区分の組み合わせにより分類し、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 千葉県レッドデータブック植物・菌類編2023年改訂版（2023年3月 千葉県）において最重要保護生物に位置付けられているマツバランについて、生育環境は保全されると予測しているが、当該種は確認個体数が少なく、絶滅の危険度が極めて高いことから、できる限り環境影響の回避又は低減に努め、必要な環境保全措置及び事後調査を行うこと。

ウ 重要な植物種の移植について、移植方法や種の特性によって活着が困難な場合があることから、高い活着率を確保できるよう、種ごとに生育環境として適切な移植場所を確保すること。また、リスク分散のため、複数の移植時期及び移植場所を設定するとともに、苗圃における播種によって移植個体の増殖を図るなど、必要な措置を講ずること。

(7) 景観

事業区域及びその周辺には、景観資源である鋸山や富山等が存在していることから、橋梁やトンネル等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めること。

(8) 廃棄物等

ア 工事中に発生する廃棄物について、発生量を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。また、盛土材として再利用する建設発生土については、土砂の移動量が必要最小限度となるように施工管理し、より一層の有効利用を図ること。

イ 建設発生土には有害物質として自然由来の砒素等が含まれるおそれがあることから、建設発生土を搬出する場合は化学分析を実施し、土壤汚染が拡散しないように必要な環境保全措置を講ずること。

3 その他

環境影響評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。